

介護保険施設の概要

○介護保険施設

施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)		介護老人保健施設	介護医療院		介護療養型医療施設
				II型	I型	
概要	要介護者のための生活施設		要介護者にリハビリ等を提供し、在宅復帰を目指す施設	要介護者の長期療養・生活施設		病院・診療所の病床のうち、長期療養を必要とする要介護者に対し、医学的管理の下における介護、必要な医療等を提供するもの
定員	東部	1,412人 (内 68人)	896人	270人		32人
	中部	524人 (内 0人)	659人	0人		0人
	西部	1,255人 (内146人)	1421人	84人		51人
設置根拠	老人福祉法 (老人福祉施設)		介護保険法 (介護老人保健施設)	医療法 (医療提供施設)		
				介護保険法 (介護医療院)	医療法 (病院・診療所) 介護保険法 (介護療養型医療施設)	
施設基準	医師	健康管理及び療養上の指導のため必要な数	100対1 (1名以上)	100対1 (3名以上。宿直を行う医師をおかない場合は1名以上)	48対1	48対1 (3名以上)
	看護職	3対1	3対1 (うち看護職員を2/7程度を標準)	6対1	6対1	
	介護職			6対1～4対1	5対1～4対1	
面積	居室10.65㎡/人 (原則個室)		療養室8.0㎡/人※1	療養室8.0㎡/人※2		病室6.4㎡/人
設置期限	-		-	(平成30年4月施行)		令和5年度末

※1 介護療養型は大規模改修まで6.4㎡/人以上で可。 ※2 大規模改修まで6.4㎡/人以上で可。

(出典)

・令和3年度版 介護保険制度の解説

・定員数： 鳥取県老人福祉計画及び鳥取県介護保険事業支援計画第8期より (令和2年度末)

特別養護老人ホームの(内)は、入所定員が29人以下の特別養護老人ホームを再掲

○小規模多機能型居宅介護の概要

小規模多機能型居宅介護とは、中重度の要介護者となっても、在宅での生活が継続できるように支援する、小規模な居住系サービスの施設です。デイサービスを中心に訪問介護やショートステイを組み合わせ、在宅での生活の支援や、機能訓練を行うサービスです。

2006年4月の介護保険制度改正により、今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度者ができる限り住み慣れた地域での生活が継続できるように、新たなサービス体系として創設された地域密着型サービスの一種です。